主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人松下宏の上告趣意について。

所論は、違憲をいうが実質は原判決の法令解釈の誤りを攻撃するものにすぎず、 刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(所論「保存」の意義に関する原判決の説示 は正当である。)また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められな い。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三八年五月二二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長	長裁判官	池	田			克
	裁判官	奥	野	健		_
	裁判官	Щ	田	作	之	助
	裁判官	草	鹿	浅	之	介